

(照会先)

社会保険業務センター

総務部企画調整課 井上、佐野

電話直通 3595-2679(10月8日(金))

電話直通 5344-1109(10月12日(火)以降)

平成16年10月8日

社会保険庁

## 基金加入者の老齢厚生年金に係る 支給誤りについて

### 1 事象の概要

老齢厚生年金を受給している者が就労し、厚生年金保険の被保険者となった場合は、その者の年金額と報酬の多寡により、年金の一部又は全部が支給停止されることとなっている。今般、就労し、かつ、厚生年金基金の加入期間を有する者の支給額を計算するシステムの一部に誤りがあり、端数(100円未満の四捨五入)に誤差が生じたことにより、年金の未払い及び過払いが生じていることが判明した。

### 2 判明の経緯

年金給付システムの総点検の作業の中で事象が判明し、調査したところ当該事実が判明した。

### 3 事象の原因

在職による支給停止額の計算に用いる基本月額 の算定のプログラムにおいて誤って端数処理を考慮しない算出式としたことにより、端数(100円未満の四捨五入)に誤差が生じていた。

プログラム誤りが生じていた事例は、  
就労し、かつ、厚生年金基金の加入期間を有する者であって、

平成14年4月から施行された、65歳以上の者に対する在職による老齢厚生年金の支給停止に該当する場合。

平成13年4月から実施された、老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的引き上げに伴う老齢基礎年金の繰上げ制度等による特例制度に基づき支給される老齢厚生年金の支給停止に該当する場合。

---

基本月額 = 支給停止額を算出するために、年金額を月額に置き換えたもの。なお、厚生年金基金の加入員であった期間を持つ者については、基金から支給される当該加入期間に係る厚生年金部分(いわゆる代行部分)を含めたもの。

#### 4 対象者数等

(1) 支給誤り対象者数 9,942人

うち、事例 に該当する者 9,733人  
に該当する者 209人

#### (2) 金額

未払い額 総額で 101,204円(5,004人)  
平均額 20円

過払い額 総額で 102,948円(4,938人)  
平均額 21円

#### 5 対応

- (1) 未払いとなっている方には、10月中旬に一括してお支払いするとともに、個別にお詫びの手紙を送付する。
- (2) 過払いとなっている方には、個別にお詫びのお手紙を送付するとともに、10月中旬の年金の支払いの中から返済を行っていただく。
- (3) システム誤りが原因であり、プログラムは9月に修正した。

#### 6 その他

厚生年金基金並びに厚生年金基金連合会(以下、「基金等」という。)が支給する代行部分の支給停止を行うための情報を基金等に提供していることから、基金等からの年金支給にも誤りが及んでいる。ただし、支給停止額の計算に関する規定は各基金等において定めているため、一律に全て影響するものとはならない。

なお、影響が生じる場合には、各基金等において受給者等への対応を行うこととなる。

65歳以上の在職による支給停止額の計算式

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

「基本月額」の計算式(65歳以上)

$$\text{報酬比例部分(全体)} \times 1/12$$

$\text{報酬比例部分(全体)} = \text{報酬比例部分(国)} + \text{報酬比例部分(基金)}$

誤

$$= \text{報酬比例部分(国)} + \{ (\text{報酬比例部分(全体)} + \text{経過的加算}) - (\text{報酬比例部分(国)} + \text{経過的加算}) \}$$

$$= 10,080\text{円} + \{ (15,130\text{円} + 230\text{円}) - (10,080\text{円} + 230\text{円}) \}$$

$$= 10,080\text{円} + (15,360\text{円}) - (10,310\text{円})$$

100円未満 四捨五入      100円未満 四捨五入      100円未満 四捨五入

$$= 10,100\text{円} + (15,400\text{円}) - (10,300\text{円}) = 15,200\text{円}$$

正

$$= 10,100\text{円} + (15,100\text{円}) - (10,100\text{円}) = 15,100\text{円}$$

100円未満 四捨五入      100円未満 四捨五入      100円未満 四捨五入

$$= 10,080\text{円} + (15,130\text{円}) - (10,080\text{円})$$

$$= 10,080\text{円} + (15,130\text{円} - 10,080\text{円})$$

$$= \text{報酬比例部分(国)} + (\text{報酬比例部分(全体)} - \text{報酬比例部分(国)})$$

15,200円  
15,100円 } 同値でない